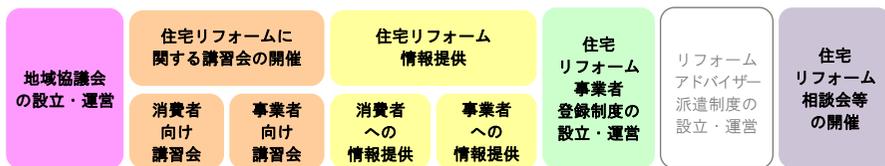


一般社団法人 北海道建築技術協会

01. 北海道住宅リフォーム推進協議会



地域協議会の設立・運営

◆運営・体制

地域協議会は、道内の住宅リフォームに関する公益な団体や住宅金融支援機構北海道支店、及び北海道建設部住宅局建築指導課などで構成され、住宅リフォームに関する情報の提供などを行い、消費者にとって適切なリフォームが行われるような環境整備を図ることを目的として平成18年8月に設立された。

◆相談窓口の運営・体制

相談窓口連携の検討会を設置し、構成団体における相談窓口の横の連携を図るため、各機関の相談窓口対応状況を調査し、パンフレット「相互連携相談窓口一覧」による情報の共有を図った。また、消費者が一番知りたいことの一つである「どこに相談したら良いのか」という情報を提供するため、パンフレット「住宅リフォーム相談窓口のご案内」を作成し、相談内容による相談先の電話番号を公開した。またHPにおいても同様に検索可能とした。構成団体が中心となり、建築士、弁護士、宅地建物取引士、社会福祉主事、消費生活相談員の専門家たちと連携した。

住宅リフォームに関する講習会の開催（消費者向け）

◆リ推協企画の講習会の開催



講習会の様子

消費者向け「住宅リフォームセミナー・相談会」を平成29年1月22日に札幌市で開催した。リフォームの進め方、減税制度などの紹介、北海道の暮らしにあったリフォームのポイントを講義した。相談会も実施した。欠席者が多く19名が参加。リフォーム情報収集のための参加者が多く、札幌市だけでも補助制度の内容を教えて欲しいとの声があった。広報はチラシの公共施設への配架、関係団体への配布のほか、北海道新聞などに広告を掲載した。

住宅リフォームに関する講習会の開催（事業者向け）

◆地域協議会企画の講習会の開催

事業者向けに「長寿命化リフォーム技術セミナー」を平成28年11月15日に札幌市で開催し、45名が参加した。第1部「木造住宅の耐震性能」（北大名誉教授）、第2部「木造戸建住宅の断熱・耐震改修工事に学ぶ」（設計事務所代表）、第3部「リフォーム融資と関連制度について」（住宅金融支援機構）の講座を実施した。セミナー後のアンケートでは、今後のテーマとして、断熱・耐震改修工事の工事例の継続、開口部・換気・熱源機等について、メンテナンスフリーについての要望があった。参加者の74%が期待どりの内容だったとの評価を得ることができ、参加者の満足度の高いセミナーとなった。



講習会の様子

住宅リフォーム情報提供（消費者への情報提供）

◆消費者向けパンフレットの作成・配布

消費者向けパンフレット「北海道住宅リフォーム推進協議会はこの活動をしています」を増刷し、消費者向けセミナーなどで配布するとともに、関係諸団体に配布した。

また、消費者が知りたい「どこに相談したら良いのか」の情報を提供するためパンフレット「住宅リフォーム相談窓口のご案内」を配布し、相談内容による相談先の電話番号を公開した。



リフォーム推進協議会パンフレット
相談窓口のご案内

◆ホームページによる情報提供

HPの更新を実施。セミナー告知などを行うトップ画面を作成するとともに、内容を更新した。

住宅リフォーム情報提供（事業者への情報提供）

◆事業者向け情報の提供

「北海道住宅リフォーム推進協議会はこの活動をしています」「北海道住宅リフォーム事業者登録制度」といったパンフレットを配布した。

セミナー開催にあたって、ホームページ、業界紙への掲載を行った。

住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営

北海道住宅リフォーム事業者登録制度の創設に伴い、平成21年3月から登録制度の運用が開始され、地域協議会が制度設計の主体となり、（一社）北海道建築技術協会が実施主体として登録事務と道民への登録事業者情報の提供を行っている。

年に2回、「北海道住宅リフォーム登録事業者一覧」を作成、関連団体に送付するとともに、地域協議会のホームページからも検索する事ができるように更新している。平成28年12月28日現在、登録事業者数は124事業者。また、消費者への認知度を高める目的で、「事業者登録証」の交付を行った。



登録制度の案内
事業者登録証

住宅リフォーム相談会等の開催

平成29年1月22日の消費者向けのリフォームセミナーの開催に合わせて、住宅リフォーム相談会も同時に開催した。相談会には2組の参加があった。30分の予定を超え、1時間の相談を実施し、満足されていた。

連携した相談窓口での相談実績としては、平成28年12月1日から平成29年2月1日までに40件を超える相談（電話及び面談）があった。建築士や、宅地建物取引士などが対応した。リフォーム工事に対する不具合や工事進め方についての相談、住宅設備機器等についての質問のほか、賃貸物件に関する工事や、隣地境界の問題など、多様な相談があった。なお、訴訟を前提とする相談には対応できないことを明記しているが、幾つかの相談があり、その旨回答している。



相談会の様子